

日本標準標準産業分類 第11回改定の主要な改定点

ア 改訂の基本的視点

- (ア) 情報通信の高度化，サービス経済化の進展等に伴う産業構造の変化への適合
- (イ) 統計の継続性に配慮しつつ，的確な分類項目の設定と概念定義の明確化
- (ウ) 国際標準産業分類（ISIC）等国际的な産業分類との比較可能性の向上

イ 改訂に伴う分類項目数の増減

区 分	大分類	中分類	小分類	細分類
現行項目数(A)	14	99	463	1,322
改訂項目数(B)	19	97	420	1,269
増 減(B-A)	5	△2	△43	△53

ウ 改訂の主な内容

第4回改訂（昭和32年5月）以来の大分類項目の新設。中・小・細分類項目についても，産業構造の変化に適合させるため，全面的に見直し。

(ア) 大分類項目の新設

① 「情報通信業」

電気通信分野と情報処理分野の技術の革新・進展等を踏まえ，「通信業」，「情報サービス業」，「インターネット附随サービス業」等5つの中分類で構成される大分類を新設

② 「医療，福祉」及び「教育，学習支援業」

Ｌーサービス業は，全産業の事業所数，従業者数の約4分の1を占め，各種経済活動が混在していることから，産業の実態をより明確にするため，

- ・ 医療，福祉に関する分野は，介護福祉に係る新産業の出現・多様化等に伴い，産業規模が拡大していることから，Ｌーサービス業から分離して，大分類を新設
- ・ 教育・学習支援に関する分野は，教育機会の拡大，生涯学習の実践，余暇時間の増大等に伴い，産業規模が増大していることから，Ｌーサービス業から分離して新設

③ 「飲食店，宿泊業」

Iー卸売・小売業，飲食店のうち，飲食店はサービスの要素のウェイトが高まっていること，Ｌーサービス業の中分類「旅館，その他の宿泊所」は，飲食の提供に係る収入のウェイトが高くなっていることを踏まえ，それぞれが属する大分類から分離して新設

④ 「複合サービス事業」

H－運輸・通信業の中分類「郵便業」とL－サービス業の中分類「協同組合」は、複数の大分類にわたる各種のサービスを行い、いずれが主たる事業であるか判別できないという実態を有していることから、それぞれが属する大分類から分離して新設

○ 大分類項目の新設により、国際的な産業分類との比較可能性が向上。

日本標準産業分類(JSIC) 第11回改訂	国際標準産業分類 (ISIC) Rev.3 1989	北米産業分類システム (NAICS) 1997
H－情報通信業	(注)	51 情報産業
M－飲食店、宿泊業	H－ホテル及びレストラン	72 宿泊及び飲食業
N－医療、福祉	N－保健衛生及び社会事業	62 医療及び社会福祉業
O－教育、学習支援業	M－教育	61 教育サービス業

(注)2002年に予定されている国際標準産業分類の一部見直しにおいて、補助分類として「情報産業」が新設される予定

(イ) 中分類項目の見直し(新設22項目、廃止24項目)

① 新設

- i) 「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」
情報技術の進展とこれに関連する産業の拡大等に伴い、F－製造業の中分類「電気機械器具製造業」から分離して、中分類を新設
- ii) 「インターネット附随サービス業」
「通信業」と「情報サービス業」の両産業のいずれにも分類し難い中間領域的な産業の受け皿として、H－情報通信業の中に、中分類を新設

② 廃止

- i) 「金属鉱業」等
D－鉱業の中分類「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」及び「非金属鉱業」を廃止し、中分類「鉱業」とする。
- ii) 「武器製造業」
F－製造業の中分類「武器製造業」を廃止して、中分類「その他の製造業」の小分類項目として位置付け
- iii) 「中小企業等金融業(政府関係金融機関を除く)」及び「農林水産金融業(政府関係金融機関を除く)」
J－金融・保険業の中分類「中小企業等金融業(政府関係金融機関を除く)」及び「農林水産金融業(政府関係金融機関を除く)」を廃止し、中分類「協同組織金融業」とする。

(ウ) 小・細分類項目の見直し

① 小分類（新設76項目，廃止119項目）

i) 新設

「建築リフォーム工事業」，「床・内装工事業」，「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」，「移動電気通信業」，「学習塾」，「教養・技能教授業」等

ii) 廃止

「養蚕農業」，「貴金属鉱業」，「原油鉱業」，「屋根工事業」，「練炭・豆炭製造業」，「代理商，仲立業」，「在日外国銀行」，「洗張・染物業」等

② 細分類（新設162項目，廃止215項目）

i) 新設

「娯楽機械製造業」，「パーソナルコンピュータ製造業」，「衛星放送業」，「コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」，「ペット・ペット用品小売業」，「訪問介護事業」，「特別養護老人ホーム」，「中等教育学校」，「外国語会話教授業」，「エステティック業」，「ゲームセンター」等

ii) 廃止

「銅鉱業」，「井戸ポンプ工事業」，「寒天製造業」，「絹紡績業」，「経木・同製品製造業」，「木製履物製造業」，「馬具・むち製造業」，「旅客軽車両運送業」，「火薬類卸売業」，「石炭卸売業」，「古綿打直し業」等